

監査公表第 633 号

住民監査請求及び監査結果公表

地方自治法第 242 条第 4 項の規定により，標記の請求に係る請求文及び請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表します。

平成 22 年 3 月 25 日

京都市監査委員	内 海 貴 夫
同	日 置 文 章
同	不 室 嘉 和
同	出 口 康 雄

住民監査請求に係る請求文

職員措置請求書

2010 年 3 月 5 日

京都市監査委員 御中

住所 京都市上京区
氏名 A
ほか 1 名

1 同和奨学金の免除

門川大作京都市長は，2008 年 11 月 18 日，京都市会の平成 20 年第 4 回定例会に対し，「京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例」案を提出した。同第 3 条は，京都市が貸与した地域改善対策奨学金等の返還債務のうち，「平成 13 年 3 月 31 日以前に返還の始期を迎えた債務については，その全部を免除する。」と定めている。

別紙京都市議会議員目録記載の議員らは，2008 年 12 月 16 日，同条例案に賛成してこれを可決成立させた。

門川大作京都市長は，12 月 26 日，同条例を公布し，同日施行された（附則 1）。

淀野実京都市文化市民局市民生活部担当部長は，2009 年（平成 21 年）3 月 26 日，同条例第 3 条に基づいて，2809 名の返還期限が経過した平成 19 年度返還分の債務，合計 2 億 500 万 4585 円を免除した（以下，本件免除という）。

2 免除の違法性

同和奨学金は，同和地区内外の格差是正を目的に期限を区切って行われてきた同和事業である。全国的には，同和地区内外の格差が是正されたことから平成 13 年度末で地対財特法が失効して同和事業は終結した。京都においても同和地区内外の格差が是正され，同和事業は当然に終結されるべきものである。同和奨学金は，貸付自体が一つの同和事業であったところ，その返還免除も新たな同和事業となる。法失効後相当時間の経過した今日，18 億とい

う莫大な経済的負担を伴う新たな同和事業を始めることが許されないのは明らかである。同和奨学金の受給者の属する世帯は、半分以上が年 700 万円以上の収入がある。にもかかわらず、本件免除は、債務者の資力や返済意向等債権回収の可否やその程度を一切考慮せずに、一律無審査になされている。本件免除によって、京都市の財政運営を著しく損なわれており、明らかに違法である（地方自治法第 237 条第 2 項及び地方財政法第 2 条）。

3 立法理由は違法な虚偽の説明

条例第 3 条については、貸付にあたって返還を要しない旨説明がなされてきたことが立法の理由とされている。しかし、同和奨学金の貸付の際に、「負担をかけない」との曖昧な説明はなされたものの、「返済を要さない」との明確な説明がなされた事実はない。条例第 3 条の趣旨説明は前提を欠く。いずれにしても、同和奨学金は貸付金であり、自立促進援助金は補助金として年度毎に同和地区内外の格差是正の到達度を睨みながら支給の可否や程度が判断されるべき性格のものである。従って、自立促進援助金の将来の支給や、同和奨学金の返還は要しないなどを約束するということは、そもそも許されるものではない。仮に、同和奨学金は返済不要であるとの説明が実際になされたのであれば、それは虚偽の誤った説明であり違法である。かかる違法な説明をしてきたことを理由として、市の 18 億の財産を免除することが許されないのは明らかである。

4 市が負う新たな負担は数億円

本件条例によって、「免除」だけでなく、市には新たに巨額の負担金が生じることも指摘しなければならない。国制度の奨学金について、国庫補助金が 3 分の 2 交付されており、最終的に市はこれを国に返納しなければならない。同奨学金制度の「実施要綱」によれば、免除が認められるのは同要綱 9 条に規定されたもののみであり、自治体独自に免除制度を実施している場合においても、国への返納義務はなくなり、独自免除制度を実施した自治体は公金で負担して国に返納することになる。

本件条例によって国制度の奨学金借受者の免除金額は公表されていないが、少なくとも新たに数億円を市が負担して返納することになる。これもまた地方財政法第 2 条に違反する。

5 よって、本件免除を決定した者、免除を命ずる条例に賛成した議員ら、そして条例案を提案・公布し、さらに部下を指揮監督して免除をさせた京都市長の門川大作に対して、損害賠償を請求するなど必要な措置をとることを求める。

以上

- 注 1 請求人の氏名を記号化した。
2 請求人の住所の一部及び職業並びに事実証明書の記載を省略した。
3 請求書は、平成 22 年 3 月 8 日に收受した。

請求人に対する監査結果の通知文

監 第 9 7 号
平成 22 年 3 月 23 日

請求人 様

京都市監査委員 内 海 貴 夫
同 日 置 文 章
同 不 室 嘉 和
同 出 口 康 雄

住民監査請求について（通知）

平成 22 年 3 月 5 日付けで提出され、同月 8 日に收受した地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による標記の請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 4 項の規定により通知します。

1 本件請求の対象とされている行為

(1) 本件請求に係る請求書（以下「請求書」という。）によると、本件請求は、次の各行為をもって、住民監査請求の対象とする財務会計行為とするものと解される。

ア 京都市長が京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例（以下「本件条例」という。）案を京都市会に提案したこと。

イ 京都市会議員が本件条例案に賛成し、これを可決成立させたこと。

ウ 京都市長が本件条例を公布したこと。

エ 文化市民局市民生活部担当部長が、平成 21 年 3 月 26 日、京都市が貸与した地域改善対策奨学金等（本件条例第 2 条第 2 号に規定する地域改善対策奨学金等をいう。以下「奨学金等」という。）の返還債務のうち平成 13 年 3 月 31 日以前に返還の始期を迎えた債務の全部の免除を定める本件条例第 3 条第 1 項に基づき、返還期限が経過した平成 19 年度返還分の債務 2,809 名分計 205,004,585 円の免除（以下「本件免除」という。）を決定したこと。

(2)

ア ところで、請求書第 4 項においては、国庫補助金を受けて貸与された奨学金（以下「国奨学金」という。）の返還の免除によって市に国庫補助金の返還義務が生じ、これによって市に新たな負担が生じるとして、それが地方財政法第 2 条に違反する旨の主張がされている。そこで、請求

書及び事実証明書の全趣旨から客観的に見て、本件請求が、この国庫補助金の返還金の支出をもって、請求の対象とする財務会計行為とする趣旨を含むものと解されるかどうかが問題となる。

イ この点、当該主張は、国庫補助金の交付条件等を引用して、今後、上記のような公金支出が生じることを抽象的に指摘しているに過ぎず、具体的な公金支出の行為を特定して、既に当該公金支出が行われ、又は今後行われることが相当の確実さをもって予測される旨を主張するものではない。

ウ また、当該主張において指摘されている国奨学金に係る国庫補助金の返還に係る経済的負担は、本件条例第3条第1項に基づく奨学金等の返還の免除によって生じる経済的負担（請求書第2項で主張されている18億円）に含まれるものであることからすれば、当該主張は、上記の経済的負担の一部に係る具体的な態様を指摘するものであって、上記の経済的負担以外の新たな経済的負担の存在を主張するものではない。

よって、請求書第2項と同様に奨学金等の返還の免除に伴う経済的負担の発生をもって地方財政法第2条に違反する旨をいう当該主張の趣旨は、請求書第2項の主張の範囲内で、これを補充するものと見るのが相当である。

エ したがって、請求書及び事実証明書の全趣旨から客観的に見れば、本件請求は、上記の国庫補助金の返還金の支出をもって請求の対象行為とする趣旨ではなく、本件請求の対象とされている行為は、上記(1)のとおりと解されるので、これに基づき、以下判断する。

2 本件請求のうち本件免除の決定以外の行為を対象とする部分に係る判断

住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は当該普通地方公共団体の職員が行う違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を対象とすることができる（法第242条第1項）。

上記1(1)ア、イ及びウに掲げる行為は、財務会計行為に当たらないことが明らかであるから、本件請求のうち当該各行為を対象とする部分は、法第242条第1項に規定する行為又は事実を対象とするものとは認められず、同項の規定に適合しているとは認められない。

3 本件請求のうち本件免除の決定を対象とする部分に係る判断

(1) 本件請求の対象とされている行為のうち、本件免除の決定（上記1(1)エ）については、平成21年9月18日付けで提出された住民監査請求（以下「前回請求」という。）に基づいて監査を実施し、同年11月17日付けで請求に理由がない旨を請求人に通知するとともに、同月20日付け監査公表第620号により公表している。

(2) 同一の事件について、2以上の住民監査請求が提出された場合、1の請求について行った監査の結果に基づき、他の請求に係る事実がないと認めるときは、当該他の請求について改めて監査することなく、その旨を請求人に通知すれば足りるものと解されている(昭和34年3月19日行政実例)。

本件免除の決定については、既に実施した上記(1)の監査の結果に基づき、違法又は不当であるとは認められないから、本件請求のうち本件免除の決定を対象とする部分については、請求の対象とされている財務会計行為について改めて監査を行うまでもなく、請求に理由があるとは認められない。

(3) なお、本件請求においては、前回請求と比較して、上記1(2)の主張が追加されていることが認められるが、当該主張が請求書第2項において主張された内容の範囲内で、これを補充するものと解されるに過ぎないことは上述のとおりであるから、このことによって、上記(2)の判断は左右されない。

4 結論

以上から、本件請求のうち、本件免除の決定以外の行為を対象とする部分については法第242条第1項の規定に適合しないものとしてこれを却下するとともに、本件免除の決定を対象とする部分については理由がないので、これを棄却する。

(監査事務局第一課)